

## SANSA交共プロジェクト設置要綱

### (設置目的)

第1条 右京区役所が入居する複合施設「SANSA (サンサ) 右京」が区民にとって、より親しみと愛着のある施設となり、様々な区民や団体等が出合い、新たな関係性の構築・発展に繋がる場となることを目指すため、施設内の「開かれた空間」を活用した取組を実施する「SANSA交共プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)を設置する。

### (職務)

第2条

- (1) SANSA右京の施設及び空間を活用した、様々な年齢層をターゲットとした区民向けの取組の検討及び実践
- (2) 区民の皆様の満足度向上及び右京区の魅力創出・発信につながる取組の検討及び実践
- (3) 庁舎の運用、改善に関する提案
- (4) その他、区長が必要と認めること

### (組織)

第3条 プロジェクトは、次の各号に規定するメンバーをもって構成する。

- (1) 各所属から選出された有志職員
- (2) その他、プロジェクトの設置目的の達成に必要なと認められる職員等

### (委嘱)

第4条 前条に定めるメンバーに委嘱しプロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を設置する。

### (任期)

第5条 任期は委嘱の日から当該年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

### (運営)

第6条 チームの運営はメンバーの合議等により設置目的の達成に必要な形態をとる。

2 チームにはプロジェクトリーダー及びサポーターを置く。

### (事務局)

第7条 事務局は右京区役所地域力推進室に置く。

2 プロジェクトには、必要な助言を行うためのアドバイザーを置く。

### (服務)

第8条 プロジェクトに係る活動は、本務とする。

### (補則)

第9条 この要綱に定める事項のほか、プロジェクトに関し必要な事項は、区長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和8年3月3日から施行する。